

第15号様式（第37条関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月13日

山梨県知事 殿

提出者

住 所 山梨県甲州市勝沼町勝沼2893

氏 名 株式会社 高野建設
代表取締役社長 高野敬司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0553-44-1100

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

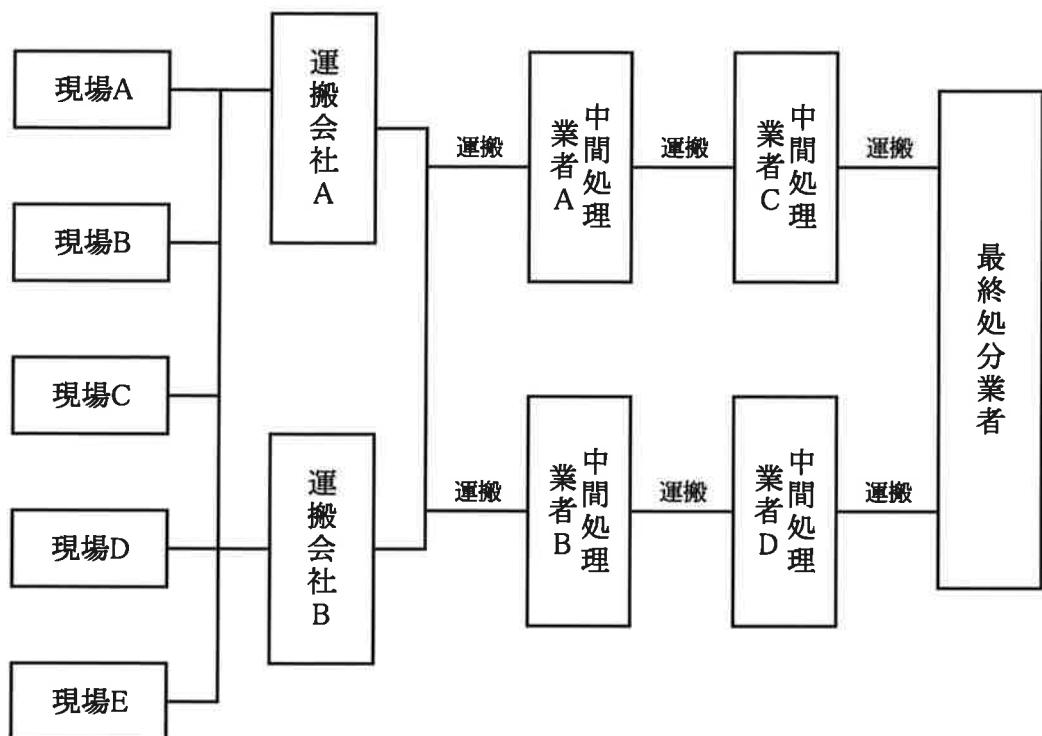
事業場の名称	株式会社 高野建設
事業場の所在地	山梨県甲州市勝沼町勝沼2893
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	工事完成高 967 百万 円
③ 従業員数	25 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	排出量	290 t	222 t	
(これまでに実施した取組) 特になし				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	排出量	200 t	200 t	
(今後実施する予定の取組) 発生抑制を考慮した施工方法を検討する 現場内のリサイクル推進を図る				

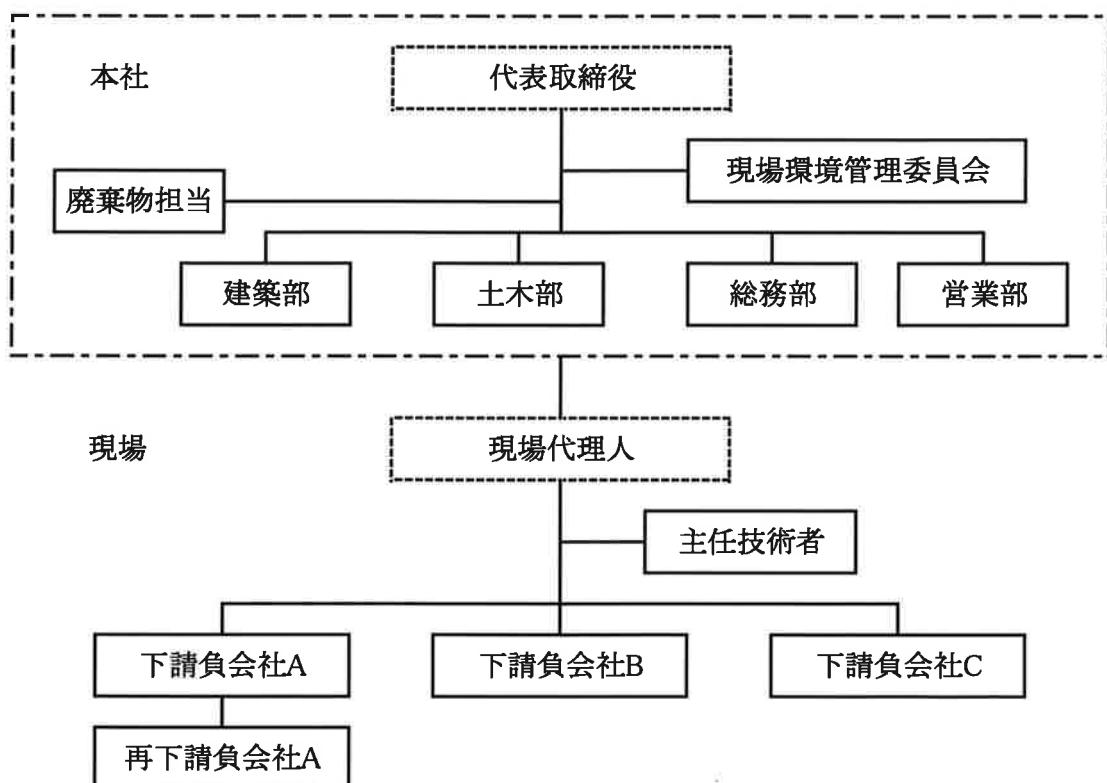
産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場にてCo殻、As殻を分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場にてCo殻、As殻を分別

別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者	代表取締役社長 高野敬司
廃棄物担当	総務部 担当者
役割	現場環境 管理委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な 廃棄物の管理運営を行う為に必要な事項を検討する。
	廃棄物処理 統括責任者 ○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認
	廃棄物 管理担当 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○マニュフェストの交付及び管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
③計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
		【前年度（令和5年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら	
	全処理委託量	290 t	222 t	
②計画	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
	再生利用業者への処理委託量	290 t	222 t	
③計画	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組) 再生処理可能な業者に委託する				

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	コンクリートがら	アスコンがら
②計画	全処理委託量	200 t	200 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	200 t	200 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 再生処理可能な業者に委託する			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。